

I 災害ボランティアの業務及び役割等

1. 災害ボランティアとは

災害ボランティアとは、災害による一定規模以上の被害が発生した場合に、被災者の日常生活の回復を支援するためのボランティア活動に参加する個人又は団体とする。

2. 災害ボランティアセンターとは

災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）とは、一定規模以上の災害発生に対応し、久留米市（以下「市」という。）との協定に基づき、災害ボランティアによる被災者の生活環境の回復活動を支援するために設置・運営される組織である。

3. 災害ボランティアセンターの活動範囲等

- （１）センターは、被災住民が単独では復旧できない部分、行政が取り組むことができない部分の復旧を行う。（企業等への派遣は行わない。）
- （２）センターは、原則として、被災住民の日常生活が可能となり、家族単位で一定の生活を営むことができるまでの支援を行う。
- （３）復旧、復興の主役は、地域住民であり、センターは、地域住民と一緒にあって被災住民の自立支援を行う。
- （４）障害者やひとり暮らし高齢者など、特に支援が必要な方への支援を優先すること。

4. 災害ボランティアセンターの役割と機能

- （１）久留米市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が行う業務
 - ① ボランティアの募集、受付及び派遣に関すること。
 - ② 被災者ニーズ及びボランティアニーズの把握に関すること。
 - ③ ボランティア活動状況の把握及び需給調整に関すること。
 - ④ センター及びボランティア活動の広報に関すること。
 - ⑤ 関係機関・団体等との連絡、協議、調整に関すること。
 - ⑥ その他、センター運営に必要と認められる業務に関すること。

(2) 市が行う業務

- ① ボランティア活動に関する総合調整及び環境整備に関すること。
- ② 専門ボランティアに関すること。
- ③ 関係機関・団体等との連絡、協議、調整に関すること。
- ④ その他、センター運営に必要と認められる業務に関すること。

5. 災害ボランティアセンター運営にあたっての留意点

- (1) 災害ボランティアの安全を最優先で確保すること。
- (2) 災害ボランティア活動では、ボランティアの自主性や柔軟性、創意工夫を実際の支援に生かすこと。
- (3) センター運営にあたり、問題が生じた場合は、スタッフ間で十分協議のうえ、必要に応じセンター長の判断により、その解決に努めること。

